

# 魅力ある学校づくり調査研究事業実施要項

令和2年10月29日  
国立教育政策研究所長決定

## 1 委託事業の趣旨

不登校については、各地域において、未然防止（全ての児童生徒対象）、初期対応（不登校の兆しが見えた児童生徒対象）、自立支援（不登校状態にある児童生徒対象）の取組が行われてきた。しかし、近年、全国における不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、各校の取組が各校の不登校の現状に対応したものとなっているかを改めて検証し、状況によって取組を改善することが求められる。

こうした検証や改善が適切に行われるためには、当該学校の教職員だけでなく、教育委員会指導主事が、文部科学省の生徒指導に関する調査等に基づき、学校や中学校区の状況とこれまでの取組の成果や課題を明らかにし、的確な指導助言を行う必要がある。また、教育委員会には、地域の実情に応じた効果的な取組を施策化することで地域全体の不登校対策を推進することが期待される。

そのため、国立教育政策研究所では、学校の実情に応じた不登校対策の充実を図るために、教育委員会が果たすべき役割について、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会を対象とした調査研究を実施する。

調査研究によって得られた内容を教育委員会指導主事用資料にまとめ、広く全国の教育委員会に周知することで、各地域における不登校対策の充実を図る。

## 2 事業の内容

事業の委託を受けた都道府県教育委員会は、学校の実情に応じた不登校対策の充実を図るために都道府県教育委員会（教育事務所を含む。以下、同じ。）及び市区町村教育委員会が果たすべき役割の調査研究を実施するため、域内の市区町村教育委員会を指定する。

事業の委託を受けた都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、及び都道府県教育委員会より指定を受けた市区町村教育委員会は、以下（１）～（３）の調査研究を実施する。

### （１）都道府県及び市区町村教育委員会におけるデータ収集及び活用に関する調査研究内容

- ①各校における取組の成果と課題を把握するためのデータ収集の在り方。
- ②収集したデータを活用して管理職、教職員、専門家と今後の取組を協議する場や機会の設定及び指導助言の在り方。
- ③ICTの活用の在り方。

### （２）「不登校が生じないような学校づくり」に関する調査研究内容

- ①児童生徒にとっての魅力ある学校づくりを推進するための、各学校及び中学校区の創意工夫をいかした取組に対する教育委員会の指導助言の在り方。
- ②不登校等の未然防止につながる小・中連携及び小・小連携の効果的な取組に関する教育委員会の指導助言の在り方。
- ③不登校等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの取組の評価方法の在り方。

### （３）「不登校児童生徒等に対する効果的な支援」に関する調査研究内容

- ①各校での効果的な活用につながる専門家の配置・派遣の在り方。
- ②対象児童生徒の状況を定期的に把握する調査方法や分析方法。

### 3 事業の実施方法

- (1) 事業の委託を受けた都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会並びに都道府県教育委員会より指定された市区町村教育委員会は、国立教育政策研究所の助言を受けて事業を実施する。また、事業を円滑に実施するため、事業担当者をそれぞれ1名以上任命する。
- (2) 都道府県教育委員会は、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、指定した市区町村教育委員会に対して、必要に応じて適切な指導助言を行う。また、本事業の成果の域内における普及啓発に努める。
- (3) 事業の委託を受けた都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会並びに都道府県教育委員会より指定された市区町村教育委員会の事業担当者は、他の委託地域の取組をより理解し、自らの地域の取組に生かすため、原則として、年一回、他の委託地域の教育委員会等を訪問する。なお、訪問対象地域は、委託2年目の地域を原則とする。
- (4) 事業の委託を受けた都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会並びに都道府県教育委員会より指定された市区町村教育委員会は、年間3回以上の意識調査等を活用したPDCAサイクルに基づく計画的、組織的な取組に関する指導助言の在り方について、調査研究を行う。
- (5) 国立教育政策研究所は、事業の充実を図るため、原則として年4回の調査研究委員会を東京都で開催する。各教育委員会事業担当者は毎回必ず参加することとする。国立教育政策研究所は必要に応じて、本調査研究委員会に有識者等の参加を求めることとする。
- (6) 国立教育政策研究所は、原則として年一回、本事業を委託した、都道府県指定都市教育委員会又は都道府県教育委員会より指定を受けた市区町村教育委員会等を訪問し、事業の実施状況等について実態調査を行う。
- (7) 国立教育政策研究所は、本事業の充実に資するため、国立教育政策研究所が様式を定めた意識調査及び欠席日数調査、その他必要と認めた調査について、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会より調査結果の提供を受け、事業全体の成果と課題の分析等を行う。
- (8) 国立教育政策研究所は、全国の学校や教育委員会等における生徒指導の充実に役立てるため、調査研究の取組状況をインターネット上に公開するなど、事業の広報に努める。
- (9) 実績報告書については、本事業の研究成果を普及するため、研究所においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表するほか、国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。

### 4 事業の委託先

事業の委託先は、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会とする。

### 5 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から翌年度の3月20日までとするが、事業の委託契約は会計年度ごとに行う。

### 6 委託手続

- (1) 委託を受けようとする都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会は、公募要領に別途定める企画提案書を、国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (2) 国立教育政策研究所に設置された審査委員会は、上記(1)により提出のあった内容を審査する。当該審査委員会が、本事業の委託を適当と認めた場合、国立教育政策研究所は、

別途定める事業計画書の提出を求める。

- (3) 国立教育政策研究所は、上記(2)により提出のあった事業計画書が適切であると認められた場合、当該都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会に対し調査研究事業を委託する。

## 7 委託経費

- (1) 国立教育政策研究所は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費（諸謝金，旅費，会議費，借料及び損料，通信運搬費，図書購入費，消耗品費，印刷製本費，雑役務費）を委託費として支出する。
- (2) 国立教育政策研究所は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払う。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 委託先は、事業の実施過程において事業計画の内容を変更する必要があるときは、速やかに国立教育政策研究所に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、事業計画のうち経費のみを変更する場合で、委託費の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合はこの限りではない。
- (5) 委託先は、委託費の収入及び支出を明らかにする帳簿を備えるとともに、その支出を証する領収書その他の関係証拠書類を整理し、国立教育政策研究所の指示があった場合は直ちに提出できるよう、本事業を実施した翌年度から5年間保存しておくものとする。
- (6) 国立教育政策研究所は、委託先が本契約及び要項等に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 8 再委託

委託先は、本事業の全部を指定した市区町村教育委員会を除く第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## 9 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 委託先は、事業が完了したとき、廃止，解除又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、公募要領に別途定める事業完了（廃止等）報告書を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに、帳簿及び支出を証する書類の写しとともに、国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記(1)の事業完了（廃止等）報告書のほか、各取組の事例や成果の報告等の成果物を国立教育政策研究所に提出するものとする。

## 10 委託費の額の確定

- (1) 国立教育政策研究所は、上記9(1)により提出された事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知する。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 11 著作権等

- (1) 委託先は、委託事業により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速や

かに国立教育政策研究所に帰属させるものとする。

- (2) 本事業の実施により、委託先が作成したパンフレット・ちらし・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、委託先に帰属させるものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、国立教育政策研究所が必要と認めたときは、委託先は無償で国立教育政策研究所及びその他教育機関が使用することを許諾するものとする。

## 12 その他

- (1) 国立教育政策研究所は、委託先における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 国立教育政策研究所は、事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 国立教育政策研究所は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 国立教育政策研究所が事業の契約期間内及び契約期間が終了した後に、本事業によって得られたデータ等（個人情報以外の原データを含む。）について情報提供の依頼を行った場合、委託先は当該データ等の提出について協力を行うこと。
- (5) 委託先は、事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (6) 本実施要項は令和3年度が初年度となる事業から適用する。令和2年度から令和3年度に継続する事業は、平成30年11月7日付の実施要項を適用する。
- (7) この要項に定める事項のほか、事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。